【件名】区営住宅入居者募集における子育て世帯への優遇措置の実施について

#### 【要旨】

区では、基本計画に掲げる重点プロジェクト「子育て先進区の実現」に向け様々な施策を展開しているところであるが、今後も取組を一層推進し、子どもと子育て家庭の定住促進を図っていく必要がある。

現在、中野区営住宅の入居世帯は、65歳以上のみの世帯が全体の半数超50.3%を占める一方、子育て世帯(18歳未満の児童が1人以上同居)は14.9%となっており、少子高齢化が進んでいる。

こうした状況を踏まえ、区営住宅の入居者募集において子育て世帯への優遇措置を実施することとしたので、報告する。

#### 1 目的

区営住宅の少子高齢化対策、子どもと高齢者が交流することによる団地の自治運営の活性化、周辺地域の活力の維持・向上及び子育て世帯の居住の安定的な確保を支援し、子育てしやすい環境づくりを進めることを目的に、区営住宅への子育て世帯の入居機会拡大を図る。

### 2 優遇措置の概要

下表の資格要件にあてはまる申込者に対し、倍率優遇方式により当選確率が高くなる申 込区分を新設する。優遇倍率の考え方は次のとおり。

- ・子どもがひとりでもいれば優遇される場合と、困窮度が高いひとり親や多子、未就学 児が複数人いる場合とで倍率に差を設ける。
- ・都営住宅に比べ管理戸数が少ないことや、一般世帯への影響を考慮し、優遇倍率は最 小値の2倍、3倍の設定とする。
- ・優遇倍率は、年度毎の当選倍率の推移を経年で追い、その効果を検証し随時見直しを図るものとする。

## (1)優遇倍率2倍(抽選番号を連番で2つ付番)

申込区分	資格要件
子育て世帯	同居親族に申込日現在18歳未満の児童が1人
(子ども1人または2人)	または2人いて、その児童全員が区営住宅に入居
	できること。

# (2)優遇倍率3倍(抽選番号を連番で3つ付番)

申込区分	資格要件
ひとり親世帯	申込者が配偶者【法律上の配偶者のほか内縁関係
(父子・母子世帯)	の方(住民票の続柄が未届けの夫または妻となっ
	ている方)、婚約者、パートナーシップ関係にある
	方を含む。】のいない方であり、かつ同居親族全員
	が申込日現在18歳未満の申込者の子であるこ
	と。
多子世帯	同居親族に申込日現在18歳未満の児童が3人
(子ども3人以上)	以上いて、その児童全員が区営住宅に入居できる
	こと。
未就学児(2人以上)のいる	同居親族に小学校就学前の児童が2人以上いて、
世帯	その児童全員が区営住宅に入居できること。

# 3 実施予定時期

令和7年度の入居者募集(9月)より実施する。なお、実施による申込者数の増減や当 選倍率の変化等、効果を検証し随時制度の見直しを図る。